

財団法人江戸川区環境促進事業団から移行した、公益財団法人えどがわ環境財団
の解散・縮小を求める陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第52号

受理年月日 平成23年9月26日

付託年月日 平成23年9月30日

陳情者
.

陳情原文

1 寄附行為・監査報告及び理事会に疑わしきあり。

寄附行為では、住所変更(第2条区役所内に置く)を自ら行ったのではなく、東京都生活文化局都民生活部管理法人課公益法人係の指導をもって、8月4日と4ヶ月(120日あまり)も遅くも改めました。区土木部計画課水と緑の推進係から、協定書締結日が4月1日であるから住所変更を早く行うよう、お願いいたしました。が財団法人江戸川区環境促進事業団(以下「事業団」という)には言えない様であったので、東京都より指導を頂いたのが実状でした。

監査報告書を見て驚きました。「監査意見(3)理事の職務執行の不整行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認めます」と顕示しています。

しかし、広報えどがわ3月20日号に「事業団は3月28日(月)から移転します」とあり、寄附行為に違反している虚偽の報告であり、又、第32条「寄附行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を経た上で、東京都知事の認可を受けなければ変更することができない」ことから、ここで理事会にも疑わしくなりました。別紙に参考資料を添付いたします。

2 区総務部用地経理課契約係が事業団の再委託業者の入札代行をしていた。

事業団には、区より派遣職員(平22・12・1現在39人で事業団の34%)を長年派遣してきました。

しかし、事業団の再委託業者の入札は、区の契約係で指定業者(今年度より)となるまで代行入札をしていました。地方公務員法第35条に抵触してまで区は行う必要があったのでしょうか。

事業団が入札を行うよう指導することもせず、派遣した区・受け入れた事業団に改善が必要で、解散・縮小も考えの一つです。

3 指定管理者協定書第12条に「改修工事及び大規模修繕は、区が直接執行する」と顕示あり。

又、区土木部保全課に公園造成係が今年度より新設されました。公園管理は区で行う現れでしょう。2で記した事業団の再委託入札も、区の契約係で行っていたので、業者選定も、区が委託する業務と同等の良好な品質を確保できます。

(裏面につづく)

又、派遣職員が区に戻ることで事務処理も良好と思われます。別紙に参考資料を添付いたします。

4 消費税 1 億円のむだ使い。

事業団に委託合計 2 2 億 6 , 0 0 0 万円の消費税 5 % のタダ払いです。事業団の委託業務は、ほとんどが再委託であります。再委託の業務支払を、事業団を通して支払うことで、1 億円の消費税がむだ払いとなります。別紙に再委託を示した資料など添付いたします。

5 情報公開条例も区と同様の扱いとなり、公園等親水緑道なども区民に説明する責務を全うできます。現在は事業団の公開受付は区にはありません。

以上をもって、財団法人江戸川区環境促進事業団から移行した、公益財団法人えどがわ環境財団の解散・縮小をするよう、陳情いたします。